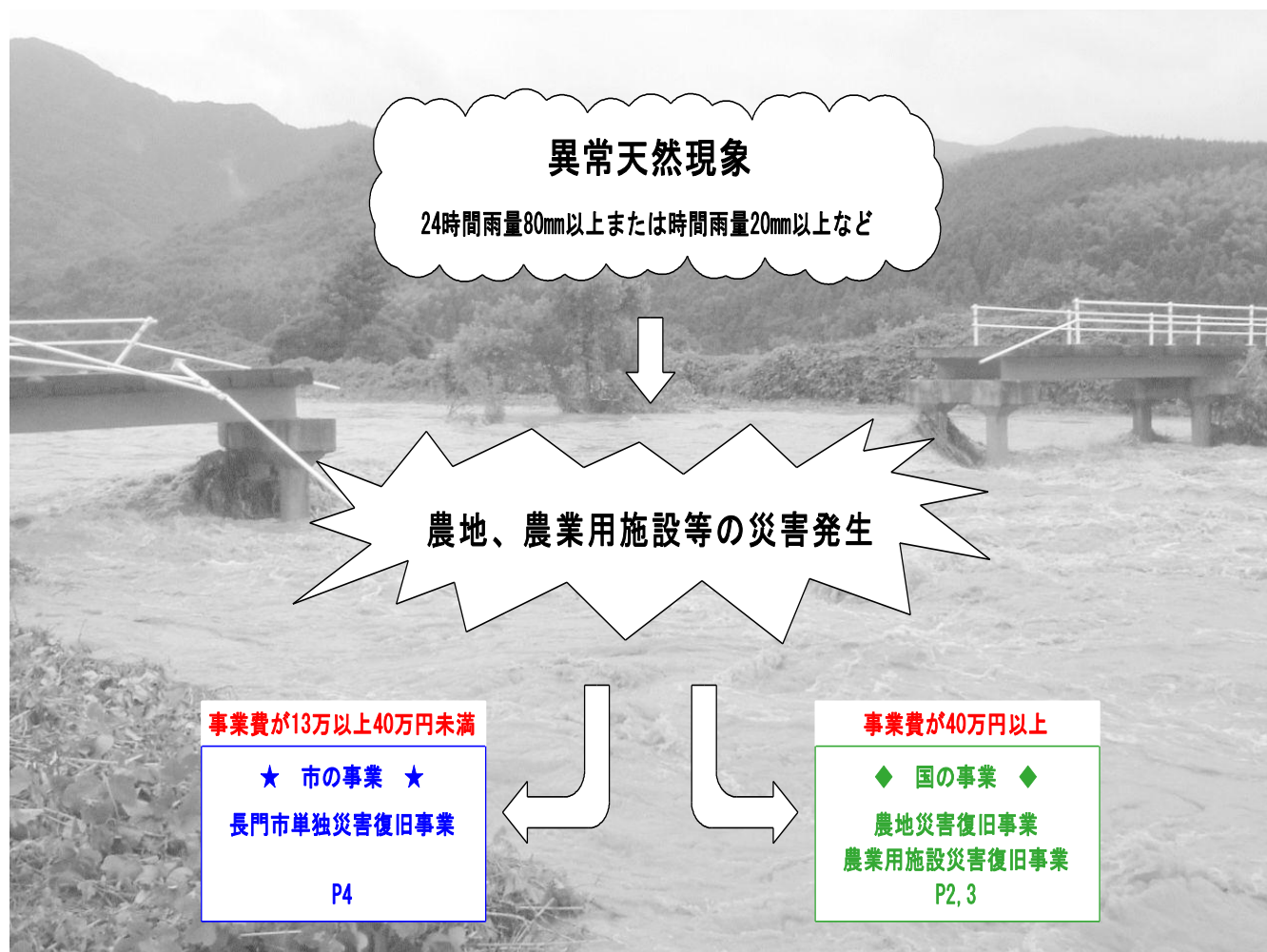
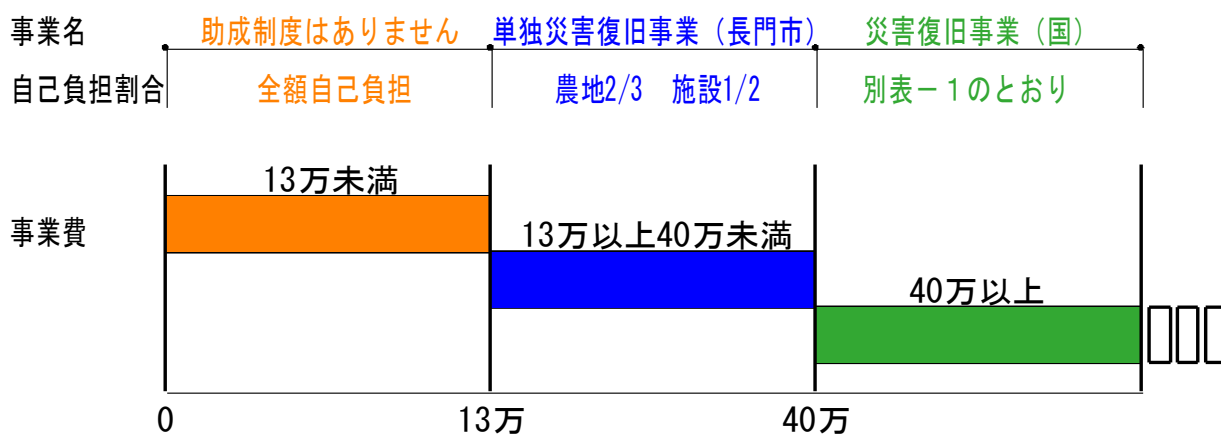


農地（田・畑等）や農業用施設（農道・用排水路等）が被害にあったら



※事業費が13万円未満の場合、補助対象事業はありません

事業費別内訳



◆ 国の事業 ◆

農地及び農業用施設が災害による被害を受けた場合は、農林水産業の維持を図る観点から、一定の要件に該当する復旧事業については、国がその経費の一部を補助する制度が設けられています。

◆ 災害対象雨量 ◆

- ・最大 24 時間雨量が 80mm 以上
- ・最大 24 時間雨量が 80mm 未満でも、時間雨量が 20mm 以上

・復旧費、被災状況等による条件があるため、全ての被災に対して復旧できるわけではありません。

◆ 事業費の算定 ◆

国が定めた単価において、概算事業費を算定します。その金額が、40 万円以上になる工事については、災害復旧事業の対象となります。

40 万円未満の場合は、災害復旧事業の対象となりませんが、市単独の助成制度が適応できる場合があります。

◆ 農地災害復旧事業 ◆



農地（田、畑等）が台風等の自然災害により被害を受けて、耕作に支障がでた場合、復旧事業の対象となります。被災面積によって、補助対象金額が決まってきます。対象額を超えた金額については、申請者の負担となります。また、田と畑では被災面積の求め方が違います。

◆ 農業用施設災害復旧事業 ◆



用排水路・頭首工・ため池等の農業用施設が被害を受けて、機能が働かなくなった場合に復旧事業の対象となります。その場合、関係受益者が 2 名以上必要です。

なお、農道の場合は、幅員が 1.2m 以上ないと申請できません。また、農道台帳等の資料も必要となります。

※日常の維持管理記録・写真などが無い場合、国の査定において採択されない場合があります。

◆ 補助率・負担率 ◆

農地の災害復旧は、条件や規模に応じ復旧限度額が決められており、その範囲内が補助対象となります。対象額を超えた金額は、申請者の負担となります。なお、被害甚大なものについては、補助率増高措置が講じられる場合があります。

別表-1

	国	市	申請者
農 地	50%	—	50%
施 設 (排水路除く)	65%	21%	14%
施 設 (排水路)	65%	28%	7%

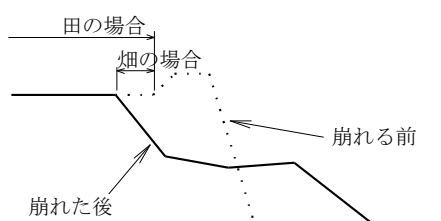
◆ 事業手順 ◆

災害発生→現地確認→被害報告→調査測量設計→災害査定→予算割当→工事発注→工事施工→完了→負担金支払
(H21 例) 7/21 7 月末 7 月末 8～9 月 10 月中旬 12 月下旬 1 月中旬 2 月 3 月末 4 月末

◆ 留意事項 ◆

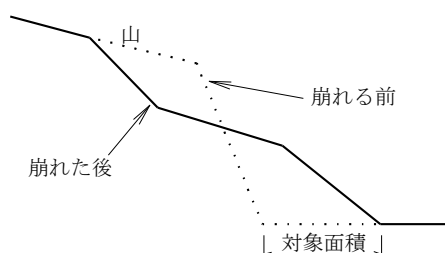
- 1) 農地や農業用施設が被害にあった場合は、速やかに市に報告して下さい。
- 2) 事業費の一部を負担していただきます。(上表のとおり)
- 3) この事業は、「原型復旧」が原則です。よって、復旧工法、延長などは一任させていただきます。
- 4) 一度申請したら、国の査定後の取り下げはできません。
- 5) 工事着手までに、かなりの日数がかかります。また、査定が終わるまで、被災状況がわからなくなるほど手を加えないようお願いします。
- 6) 概算事業費が 40 万円以上の場合でも、調査測量設計後、事業費が 40 万円以下になる場合があります。その場合は、対象外となります。
- 7) 工事施工において、隣接地を重機・資材搬入路にしなければならない場合については、関係者の同意を得てください。同意が得られない場合は、申請できません。
- 8) 国の査定において、事業費（復旧延長など）が変わる場合があります。
- 9) 農地（田・畑）の場合、その被災したほ場（下図参照）の植栽面積により反当限度額が設けてあります。それを超えた事業費は非補助となり、申請者の負担となります。なお、農業用施設災害には反当限度額はありません。

〈畦畔の場合〉



田の畦畔が崩れた場合、上の田の面積全部が対象となります。
しかし、畑が崩れた場合は、崩れて消失した面積が対象となります。

〈裏法の場合〉



田の裏法が崩れた場合、土砂で植えられなくなった面積が対象となります。(石積等)はできません。崩土を取り除くだけとなり通常 40 万円もかかりません。

★ 市の事業 ★

★ 長門市単独災害復旧事業 ★

国の災害復旧事業の対象にならない農地又は農業用施設の復旧費用を、一部助成する制度です。採択条件、補助割合は下記表のとおりです。

事業種目	採 択 条 件	補 助 割 合
農 地 (田 ・ 畑 等)	当年度の災害で1施行地区の復旧額が13万円以上40万円未満の地区とする。	1／3以内 (1／2以内)
農 業 用 施 設 (農道・水路等)	当年度の災害で1施行地区の復旧額が13万円以上40万円未満の地区とする。 (受益者2名以上)	1／2以内 (2／3以内)

★ 留意事項 ★

□事業費は13万円以上40万円未満の災害です。13万円未満は対象外です。なお、事業費の算出は、国の定めた単価を参考に市職員が算出します。

□この制度は、「原型復旧」が原則です。また、復旧範囲は、被災部分のみとなります。それ以外は、補助対象外です。また、復旧工法（内容）については、市の方で審査し、適当と認められない場合は、補助対象外となります。

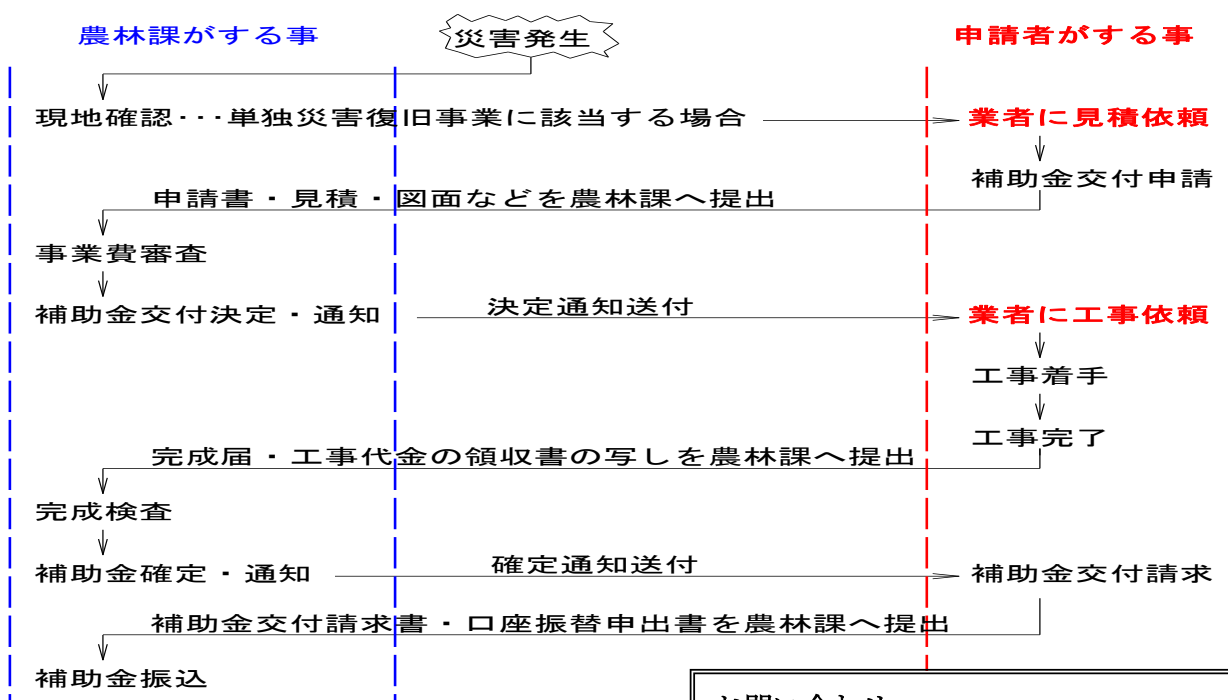
□この制度は、申請者が直接業者に工事の依頼をし、工事完了後、事業費に対して上記割合を助成する制度です。市が発注する工事ではありません。

□申請時には簡単な図面、見積等が必要となります。見積額＝事業費になるとは限りません。

□事業費が40万円を超えた場合は、超えた金額全て自己負担となります。事業費は40万円が上限です。

□「守るべき農地」に該当する災害は補助率が（ ）内の率へ引上げとなる。

◆ 事業手順 ◆



お問い合わせ

長門市農林課 耕地係 23-1140
農林土木係 23-1141